

## 実用新案特許の保護対象の判断ガイド

実用新案特許は中国特許の3種類の種別の1つであり、発明特許、意匠特許と共に広範なイノベーション主体にイノベーション成果の効果的な保護ルートを提供している。実用新案特許の保護対象の判断は、実用新案特許出願および審査実務における重要な内容である。本ガイドは、実用新案特許の保護対象に関する規定と事例を整理し、イノベーション主体が実用新案特許の保護対象の境界を正確に理解するよう指導し、実用新案特許出願の明細書作成と応答の質の向上を促進し、実用新案特許制度の高品質な発展を推進することを目的とする。

### 一、実用新案特許の保護対象の関連要件および判断要素

特許法第2条3項は、実用新案とは、製品の形状、構造或いはその組合せに対してなされた実用に適した新しい技術的思想をいうと規定している。

上記の規定に基づき、実用新案特許の保護対象は、製品、形状及び/又は構造或いは技術案（技術思想或いは技術的解決のこと）の3つの要素を同時に備える必要がある。実用新案特許出願の請求項が上記いずれかの要素の関連規定に適合しない場合、実用新案特許の保護対象には該当しないのである。次に、特許法、特許審査指南などの上記3つの要素に関する関連規定を組合せてそれぞれ整理する。

### 二、製品の実用新案特許の保護対象の判断でよくある状況

特許法第2条3項の規定に基づくと、実用新案特許は製品のみを保護する。その製品は工業的方法を経て製造され、形状、構造が確定され、かつ一定の空間を占める実体がなければならない。すべての方法および人工的に製造されていない自然に存在する物品は、実用新案特許の保護対象ではない。実用新案特許の保護対象が製品で判断する場合によくある状況は次の通りである。

#### （一）請求項の主題名称から明確に方法を除外

請求項の主題名称が方法である場合、実用新案特許の保護対象の要件に適合しない。例えば、請求項の主題名称が歯車の製造方法、作業場での塵埃除去方法、或いはデータ処理方法などである。

#### （二）請求項で公知の方法名を製品の形状、構造の限定に使用可能

請求項では、公知（すでに知られている）の方法の名称を用いて製品の形状、構造を限定（定義）することができるが、方法のステップ、プロセス条件などを含むことはできない。公知の溶接、

ホットプレスなどの加工方法を用いて各 부품の接続関係など限定することが挙げられる。製品の加工ステップ、プロセス方法などの方法自体の改良は、実用新案特許の保護対象にはならない。請求項に方法自体の改良が含まれ、また製品の形状、構造の特徴が含まれているとしても、それは依然として実用新案特許の保護対象ではないのである。

例えば、分解性抗菌型ラップフィルムカバーであって、請求項にはカバー体が分解性フィルムを用いて作製され、末端に伸縮性に固定ベルトが設けられた形状、構造の特徴を含むだけでなく、抗菌剤とフィルムとの組合せ強度を向上させ抗菌効果を保証することを目的とする抗菌加工技術の改良も含まれている。当該プロセスは、フィルムはそれぞれ脱イオン水とエタノール溶液を用いて2回洗浄し、抗菌液に10秒間含浸させた後にロール状に巻き、最後に段階的に加熱する:30-50℃の低温で水分を除去すると同時に予熱し、70-85℃の高温で乾燥させる。この請求項には方法自体の改良が含まれているため、実用新案特許の保護対象にはならない。

### (三) コンピュータプログラムに関する対象の判断

コンピュータプログラムの技術的特徴に結びつけ、コンピュータプログラムに関する製品の請求項に、公知のコンピュータプログラム名のみを含む場合、実用新案特許の保護対象と判断することができる。ハードウェアの改良とコンピュータプログラムの両方を含む製品の請求項において、先行技術の改良がハードウェア部分にあり、関連するコンピュータプログラムが公知である場合、実用新案特許の保護対象になると判断できるが、請求項にハードウェア部分の改良とコンピュータプログラム自体の改良が含まれる場合、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

実用新案特許は製品のみを保護するため、形式的には製品として記載されているが、実質的にコンピュータプログラムモジュールのアーキテクチャ類の請求項に属する場合、コンピュータプログラムのフローに基づくプログラムモジュールを含むため、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

具体的に、請求項は、顔認証インテリジェントドア錠であり、従来の機械的ドアロックでは鍵を忘れてしまうとドアを開けられないという課題を解決するために、顔照合による自動開錠の技術手段を用い、これにはハードウェア構造の改良を含み、プロセッサモジュールで実行される顔認識を実現するコンピュータプログラムも含まれる。当該顔認識プログラムが公知であり、請求項がそのプログラム自体の改良に関するものでない場合、当該請求項は実用新案特許の保護対象になると判断することができる。

別の例として、請求項は自動制御式信号制御システムであり、パラメータ設定入力装置、強制スイッチ装置および多段式地中誘導コイル検出装置と接続された中央制御ユニットを含むことを特徴とし、主に従来技術における信号が道路上の静止車両の待ち行列の長さに応じて異なる方

向の車両の走行時間および各方向の走行順序を自動的に調整できないという課題を解決する。上記の技術的課題を解決するためには、「中央制御ユニット」で実行される「車両検出信号を分析演算し、道路上の車両の有無および車両の走行状態を判断するとともに、道路上の静止車両の待ち行列の長さを計算し、各道路静止車両の待ち行列の長さに基づき異なる方向の車両の開放時間と各方向の車両の開放時間を自動的に調整する」という機能のあるコンピュータプログラムが必要であり、当該コンピュータプログラムが公知のコンピュータプログラムでない場合、当該請求項はコンピュータプログラム自体の改良を含むために、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

また別の例として、請求項は意味辞書構築装置であり、ユーザのネットワークログから同一或いは類似する意味を有する文章を抽出するための文章フィルタモジュールと、単語フィルタモジュール、……;単語クラスタリングモジュール、……を含むことを特徴とする。当該請求項は製品の請求項の形式で記載されているが、実質的にコンピュータプロセスに基づき、コンピュータプロセスの各ステップに完全に対応するように記載されており、実質的にコンピュータプログラムモジュールアーキテクチャ類の請求項に属するため、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

#### (四)人為的取り決めに関する対象の判断

人為的配置計画(取り決め)とは通常、人間の生産や生活の必要性に基づいて、建築物、場所空間などに対し行うこといい、主に人為的ルールおよび使用方法などの改良により実現される取り決めである。当該種類の出願では、技術的課題を解決する、或いは技術的効果を達成するには人為的な取り決めの改良に依存しなければならないため、その請求項で保護される技術案は、製品の形状、構造に対してなされた改良技術案に関する特許審査指南の要件に実質的に適合しないため、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

例えば、請求項は、信号制御のための交差点の特殊車線で、交差点の通行量の向上という課題を解決するものであり、当該課題を解決するには、車線の機能に対する人為的な取り決め依存しなければならず、人為的な取り決めの改良になるため、当該請求項は実用新案特許の保護対象にはならないのである。

また別の例として、請求項は庭園型の工場建屋で、既存の工場建屋の不十分な統合度、低い生産量、各段階での大量な積替え過程、各段階の高い物流コストなどの課題を解決するもので、この課題の解決には工場の各機能エリアの位置を人為的取り決め依存する必要がある。これは人為的な取り決めの改良であるため、したがって、当該請求項は実用新案特許の保護対象にはならないのである。

### 三、実用新案特許の保護対象が形状及び／又は構造に関する判断でよくある状況

特許法第2条3項の規定に基づくと、実用新案は製品の形状及び／又は構造に対してなされた改良でなければならないのである。

製品の形状とは、製品が備える、外部から観察可能な特定の空間形状をいう。螺旋状の工具、断面が逆「F」型の型材など、製品の2次元或いは3次元の形態が含まれる。気体、液体、粉末、顆粒の物質や材料など明確な形状がない製品の形状は、実用新案の保護する形状の特徴とすることはできない。

製品の構造とは、製品の各構成要素の配置、構成および相互関係をいう。機械構造、回路構造、複合層構造は製品の構造に属する。物質の分子構造、成分、金属構造などは実用新案特許の保護する製品の構造に属さず、例えば、溶接棒の被覆剤の組成のみを変更しただけの電気溶接棒は実用新案特許の保護する対象にはならないのである。

実用新案特許の保護対象が製品の形状及び／又は構造に関する判断するよくある状況は以下の通りである。

#### (一)形状の特徴に関する対象の判断

生物或いは自然に形づくられた形状を製品の形状の特徴とすることはできない。例えば、植物の盆栽における植物の成長による形状、築山(人工的に作られた山)の形状などが挙げられる。

配置、積み上げなどの方法で得られた非確定の形状は製品の形状の特徴として用いることはできない。例えば、積み上げた後に形成された丸い台形状を建築用砂の堆積の形状としての特徴とすることはできず、また配置後に形成された台形の形状を鋼管の形状の特徴とすることもできない。

製品の技術的特徴が、ガス状、液体状、粉末状、顆粒状の物質などであっても、当該製品での使用が構造の特徴により限定されていればよく、例えば、温度計の形状と構造になされた技術案に明確な形状のないアルコールを記載することは許される。

製品の形状は、特定の場合に存在する確定された空間形状であってもよい。例えば、斬新な形状を備えた氷のコップ、パラシュートなどが挙げられる。別の例として、スチールベルトの輸送と保管のためのスチールベルト包装ケースであって、内鋼リング、外鋼リング、結束ベルト、保護板および防水複合紙などから構成され、その各部が技術案により確定された相互関係に従いスチールベルトを包装した後、確定された空間形状を形成する場合、このような空間形状が任意性を備えない場合、スチールベルト包装ケースは実用新案特許の保護対象になると判断することができる。

## (二)層構造、回路構造に関する対象の判断

一般的に言えば、層状の構造や回路の構造は製品の構造に属する。複合層構造の層の厚さ、均一性は製品としての構造には影響しない。但し、製品の印刷層は製品の構造にはならない。すなわち、印刷或いは描画により製品の表面に形成された図案、文字、記号などの内容を含む情報層は、製品の構造にはならない、例えば、袋の表面に印刷された広告層である。

回路構造には、通常、電気回路、ガス回路、油圧回路、光回路などが含まれる。回路の各構成要素間で決定された接続関係は、有線接続でもよいし、無線接続でもよい。例えば、回路の構造は、回路内の信号の流れの方向に基づき説明できる。二酸化炭素ガス濃度センサは、信号取得ユニット、信号サンプリングユニット、増幅フィルタ回路、整形回路から構成される。その特徴は次の通り:信号取得ユニットは空気中の二酸化炭素の濃度信号を収集し、収集した信号を信号サンプリングユニットに入力し、増幅フィルタ回路を通して電気信号を増幅し、フィルタ回路は電源周波数およびその他の周波数の干渉信号をフィルタリングし、有効な二酸化炭素濃度信号を取得し、この信号を整形回路により処理されて、方形波パルス信号を取得する。

## (三)材料の特徴に関する対象の判定

材料の特徴を含む製品の請求項について、公知の材料名のみを含む場合、実用新案特許の保護対象になると判断することができる。材料自体を改良したものが含まれる場合、実用新案特許の保護対象ではない。物質の成分或いは配合物の含有量は材料の特徴そのものの表現形式に属するため、製品の請求項に記載するとき、「50%の A、40%の B および 10%の C で生成する」、「D に E を加える」、「F、G、H の 1 つ或いは複数を含む／少なくとも F、G、H の 1 つを含む」などの関連成分或いは配合物の含有量の限定を含む必要がある場合、それが公知であることを明確にすべきである。

例えば、請求項は空気清浄フィルタであり、精密セラミックスからなる硬質シェルと、シェル内に銀担持活性炭層、マイナスイオン石層、珪藻土層からなる多層複合コアとを含むことを特徴とする。シェルおよび複合コアの各層の具体的な材料が記載されており、これらの材料はいずれも公知の材料名であるため、材料自体の改良は含まれず、実用新案特許の保護対象になると判断できる。

また別の例として、請求項は絹糸紙おむつであり、臀部に貼り合わせる本体と本体に接続されたウエストバンドとからなり、本体は天然絹糸不織布の表面層、複合通気底膜、および両者の間に設けられた止水性吸収コアを含み、前記止水性吸収コアは高分子吸水樹脂と木材パルプとを混合して製造されることを特徴とする。止水性吸収芯体を含む具体的な材料であり、「高分子吸水樹脂と木材パルプを混合して作製した」という成分の特徴を有する吸収芯体が公知の材料であれば、請求項は実用新案特許の保護対象になると判断できるが、吸収芯体材料自体に対してな

れた改良であれば、実用新案特許の保護対象ではないのである。

#### (四)食品類の出願に関する対象の判断

食品類の出願が実用新案特許の保護対象になるか否かの判断は、実質的には材料そのものに対する改良が含まれているか否かにあり、材料そのものに対する改良が含まれていれば実用新案特許の保護対象にはならないのである。

例えば、請求項は蒸し菓子であり、3層の餅層と各層の間に挟まれた調味層からなり、餅層はそれぞれ小麦粉、トウモロコシ粉、もち米粉からなり、調味層はそれぞれ甘味調味料と塩味調味料からなる。その解決すべき課題は菓子の食感を向上させることであり、層状構造の特徴を備えているが、上述の課題を解決するのは餅層材料および調味層材料の選択或いは組合せの改良により実現されなければならないため、当該請求項は実質的に材料自体になされた改良が含まれ、実用新案特許の保護対象にはならないのである。

#### 四、実用新案特許の保護対象の判断で技術案に関してよくある状況

特許法第2条3項に記載の技術案は、解決しようとする技術的課題に対し採用される自然法則を利用した技術的手段の集合をいう。技術的手段は通常、技術的特徴によって具体化される。自然法則に従った技術効果を得るために技術的課題を解決するための技術手段を用いない技術案は、実用新案特許の保護対象にはならない。

製品の形状および表面の図案、色彩或いはそれらの組合せによる新しい技術案であって、技術的課題を解決していない場合、実用新案特許の保護対象にはならない。製品の表面の文字、記号、図表或いはその組合せによる新しい技術案は、実用新案特許の保護対象にはならない。例えば、キー表面の文字、記号だけを変更したコンピュータや携帯電話のキーボード、十二支の形を装飾とした缶切り、表面の模様デザインだけを特徴とする将棋類、牌類、トランプなどである。

実用新案特許の保護対象の判断に関する技術案でよくある状況は以下の通りである。

##### (一)表面の図案、色彩の組合せのアイデアに関する対象の判断

製品表面の図案、色彩、或いはその組合せの新しいアイデアで、技術的課題を解決していない場合、実用新案特許の保護対象ではない。

例えば、請求項は、国風レインコートであり、レインコートの適当な位置にその国の要素を表す図案が印刷されている。レインコートの表面に図案を設ける目的は、レインコートを伝統文化の伝達媒体として個性、美観を表現することであり、技術的課題を解決するものでないため、実用新案特許の保護対象にはならないのである。一方、請求項は安全レインコートで、レインコートの前お

よび背に蛍光の図案を設けることを特徴とする。光量の少ない環境で蛍光の図案の警告効果により、雨の日に歩行者の外出の安全性を向上させる技術的課題を解決するため、当該実用新案特許の技術案は保護対象になるのである。

## (二) 美感を目的とするアイデアに関する対象の判断

美感だけを目的として製品の形状を改良するアイデアは、技術的課題を解決していないために、実用新案特許の保護対象ではない。例えば、ゴミ箱の外形をパンダ形にするアイデアは、実用新案特許の保護対象にはならない。

製品の形状を改良するアイデアが単に美感を目的とするだけでなく、自然法則が適合した技術的手段を客観的に利用し、技術的課題を解決し、技術的効果を生じるものである場合、実用新案特許の保護対象になると判断できる。例えば、流線形の乗用車で、その形状の改良が美観の作用があるだけでなく、走行中の自動車を受ける風の抵抗をよりよく克服し、技術的課題を解決する場合、実用新案特許の保護対象になると判断できる。

## 五、実用新案特許出願および対応における対象判断に関する注意事項

### (一) 適切な特許種別の選択

発明創造を特許で保護することに対して、適切な特許の種別を選択すべきである。実用新案特許は、製品のみを保護するため、実質的に方法や材料の改良を含む技術案について、実用新案特許を採用し保護することができないため、発明特許出願を検討することができる。単純に美感を目的とする出願に対して、実用新案特許を採用し保護することができないため、意匠に関する要件に適合する場合は、意匠特許出願を検討することができる。

### (二) 対象判断に関する請求項の作成

実用新案特許保護の審査対象はすべての請求項であるため、実用新案特許出願を作成するとき、独立請求項と従属請求項に対して同様の注意を払う必要があり、独立請求項が実用新案特許の保護対象になっているが、従属請求項が実用新案特許の保護対象になっていない場合、当該出願に実用新案特許権を付与することはできないのである。

### (三) 対象判定に関する応答或いは補正での注意事項

実用新案特許の保護対象に関する審査意見(拒絶理由)に応答するときには応答と補正方法に注意が必要で、拒絶理由通知書で指摘された欠陥に対して回答するだけでなく、新たな問題を起こさないように注意すべきである。実用新案特許の保護対象の審査は請求項であるため、明細書を単に修正しただけでは、通常、請求項が実用新案特許の保護対象ではないという欠点を克服することはできないのである。請求項の単純な併合、表現方法の変更など実質的でない修正で

は、請求項が実用新案特許の保護対象にはならないという欠点を克服できない。独立請求項から実用新案特許の保護対象にはならない技術的特徴を単純に削除すると、補正後の請求項が原出願の記載範囲を超えてしまい、特許法第33条の規定に適合しない新たな問題を引き起こす可能性がある。

組成物などの材料が公知の材料であるか否かに関する審査意見に応答するとき、本出願に係る特定の組成物の成分が公知であることを単に説明するのではなく、本願における特定の組成物およびそれに含まれる各成分(およびその配合)全体が公知の材料であることを、十分に説明する或いは証拠を上げて説明すべきである。

コンピュータプログラムが公知であるか否かに関する拒絶理由に応答するとき、そのコンピュータプログラムの各命令或いはある機能を実現するプログラム命令の集合が公知であるか否かに着目するのではなく、当該コンピュータプログラムを全体して捉え、その完全な実行ロジックを含むコンピュータプログラムが公知であることを、その理由或いは証拠を上げて説明すべきである。

#### 参考文献

[1] 国家知識産権局、「特許審査指南 2010(2019年改訂)」[M]. 北京: 知識産権出版社、2020年3月

(2) 国家知識産権局、「審査運営規程実用新案分冊」[M]. 北京: 知的財産権出版社、2011年2月

**参照サイト:** [https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/3/art\\_66\\_188404.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/3/art_66_188404.html)

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いいたします。